

# ○東海市立コミュニティセンター管理規則

令和4年7月7日

規則第23号

東海市立コミュニティセンター管理規則をここに公布する。

## 東海市立コミュニティセンター管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東海市立コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（令和4年東海市条例第25号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、東海市立コミュニティセンター（以下「コミュニティセンター」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 条例第4条第1項第2号に規定する市長が定める日は、別表のとおりとする。

2 市長は、条例第4条第2項の規定によりコミュニティセンターを臨時に開館し、又は臨時に休館する場合においては、5日前までにその旨を公表するものとする。

(利用の許可)

第3条 条例第6条第1項の規定によりコミュニティセンターの施設の利用について許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、利用申込書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申込書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間内に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 申請者が、条例第5条第1項に規定する者のうち当該コミュニティセンターの位置が含まれる市立小学校の通学区域内に在住し、在勤し、若しくは在学し、又は事業所等を有しているものである場合 利用日前90日から2日まで

(2) 申請者が条例第5条第1項に規定する者（前号に該当する者を除く。）である場合 利用日前60日から2日まで

(3) 申請者が条例第5条第2項に規定する者である場合 利用日前30日から2日まで

3 市長は、第1項の申込書を受理した場合は、内容を審査し、適当と認めるときは、利用承諾書を申請者に交付するものとする。

4 条例第6条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（許可の取消し及び変更の手続）

第4条 利用者は、条例第6条第1項の許可の取消し又は変更を受けようとするときは、利用日前7日までに市長に申し出なければならない。

（使用料の還付）

第5条 条例第12条ただし書の規定により既納の使用料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

（1） 利用者の責めによらない理由で利用することができない場合 使用料の全額

（2） 利用日前7日までに条例第6条第1項の許可の取消しを申し出て、市長の承認を受けた場合 使用料の全額

（3） 前2号のほか、市長が特別の理由があると認める場合 その都度市長が定める額

（入館の制限等）

第6条 市長は、公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認める者その他コミュニティセンターの管理上支障があると認める者に対して、コミュニティセンターの入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

（行為の禁止）

第7条 コミュニティセンターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

（1） 所定の場所以外において、飲食し、喫煙し、又は火気を使用すること。

（2） 騒音を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼすような行為をすること。

（3） 許可を受けずに広告類等の掲示若しくは配布、物品の展示若しくは販売又はこれらに類する行為をすること。

（4） 他人に危害を加え、又は迷惑となる物品、動物等を携帯すること。

（5） 所定の場所以外の場所に立ち入ること。

（6） 前各号のほか、係員の指示に反する行為をすること。

（損傷等の届出）

第8条 利用者その他のコミュニティセンターを利用する者は、コミュニティセンタ

一の設備又は器具等を亡失し、又は損傷したときは、直ちにその理由を付けて市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の取扱い)

第9条 条例第14条第1項の規定により指定管理者にコミュニティセンターの管理を行わせる場合における第2条から第4条まで、第6条、前条及び次条の規定の適用については、第2条第2項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「条例第4条第2項」とあるのは「条例第14条第4項において読み替えて適用する条例第4条第2項」と、第3条第1項中「条例第6条第1項」とあるのは「条例第14条第4項において読み替えて適用する条例第6条第1項」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項ただし書中「市長」とあるのは「指定管理者」と、同項第3号中「条例第5条第2項」とあるのは「条例第14条第4項において読み替えて適用する条例第5条第2項」と、同条第3項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第4項中「条例第6条第1項」とあるのは「条例第14条第4項において読み替えて適用する条例第6条第1項」と、第4条中「条例第6条第1項」とあるのは「条例第14条第4項において読み替えて適用する条例第6条第1項」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第6条及び前条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、次条中「市長」とあるのは「市長の承認を受けて指定管理者」とする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 コミュニティセンターの施設を利用しようとする者は、この規則の施行の日前であっても、第3条第1項及び第2項の規定の例により、利用申込書を提出することができる。
- 3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、市長が別に定める。

別表（第2条関係）

| コミュニティセンターの名称 | 市長が定める日 |
|---------------|---------|
|---------------|---------|

|                  |     |
|------------------|-----|
| 東海市立緑陽コミュニティセンター | 月曜日 |
|------------------|-----|